

つむ  
紡ぐ感動神話となれ  
**日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ**

日向市実行委員会  
第2回宿泊衛生専門委員会



日時 令和8年1月9日（金）10時

会場 日向市中央公民館 第4研修室

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ  
日向市実行委員会 第2回宿泊衛生専門委員会  
次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 事務局紹介

4 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第1号 宿泊衛生専門委員会委員の変更等 ..... P 1
- ・報告第2号 本大会及び競技別リハーサル大会の日程 ..... P 2
- ・報告第3号 先催県の視察概要 ..... P 3
- ・報告第4号 配宿業務の進捗状況 ..... P 8

(2) 審議事項

- ・議案第1号 日向市弁当調達業務実施要項（案） ..... P 18
- ・議案第2号 日向市医療救護実施要領（案） ..... P 22
- ・議案第3号 リハーサル大会救護所設置計画（案） ..... P 26
- ・議案第4号 日向市防疫対策実施要領（案） ..... P 27
- ・議案第5号 日向市食品衛生対策実施要領（案） ..... P 30
- ・議案第6号 日向市環境衛生対策実施要領（案） ..... P 33

5 その他

6 閉 会

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員の変更等

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会会則第13条に基づき、宿泊衛生専門委員会の委員を変更しましたので報告します。

(順不同・敬称略)

所属団体等	新任者	前任者
宮崎県日向保健所 衛生環境課長	宗安 正俊	林田 哲也
日向市経済戦略部ふるさとプロモーション課 課長	佐藤 喜一郎	寺田 雅彦

## 本大会及び競技別リハーサル大会の日程

## (1) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

《日程順》

競技	種別	競技会場	参加数	競技日程	備考
【デモスポ】 サーフィン	【予定】 スペシャルクラス オープンクラス ビギナークラス レディースクラス	お倉ヶ浜海水浴場	【予定】 100名程度	令和9年4月18日（日）【1日間】	サーフィン教室も実施予定
バレーボール (ビーチバレーボール)	少年男子 少年女子	お倉ヶ浜海岸特設会場	男女各24チーム	令和9年9月9日（木）～12日（日）【4日間】	
ソフトボール	少年男子 少年女子	お倉ヶ浜総合公園野球場（少年男子） お倉ヶ浜総合公園運動広場（少年男・女） お倉ヶ浜総合公園第2多目的広場（少年女子）	男女各13チーム	令和9年9月27日（月）～29日（水）【3日間】	【練習会場】 大王谷運動公園野球場、富島高校、日向工業高校、 東郷グランド、富島中学校、財光寺中学校
バスケットボール	少年男子 少年女子	日向市総合体育館（少年男・女） 宮崎県立日向高等学校体育館（少年女子） ※少年女子は美郷町と共催	男女各24チーム	令和9年10月1日（金）～5日（火）【5日間】 ※日向市総合体育館（少年女子）は10月3日～5日のみ実施 ※宮崎県立日向高等学校体育館（少年女子）は10月1日～2日のみ実施	【練習会場】 日向中学校、大王谷学園、東郷学園、平岩小中学校、 財光寺南小学校、日知屋東小学校
軟式野球	成年男子	お倉ヶ浜総合公園野球場 ※延岡市、門川町、西都市、高鍋町及び川南町と共催	全32チーム	令和9年10月2日（土）～5日（火）【4日間】 ※10月3日は日向市での開催なし	【練習会場】 大王谷運動公園野球場
【障スポ】 ブラインドベースボール	身体	お倉ヶ浜総合公園運動広場	全7チーム	【予定】 令和9年10月23日（土）～24日（日）【2日間】	令和8年3月頃に正式決定

## (2) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 競技別リハーサル大会

《日程順》

競技（種別）	大会名	競技会場	参加数	競技日程	備考
バレーボール (ビーチバレーボール)	【予定】 第12回 全九州ビーチバレーボールジュニア選手権（岩崎杯）大会	お倉ヶ浜海岸特設会場	【予定】 男女各24チーム	【予定】 令和8年6月27日（土）～28日（日）	令和8年2月頃に正式承認
ソフトボール	皇后杯 第78回全日本総合女子ソフトボール選手権大会 ※宮崎市及び延岡市と共催	お倉ヶ浜総合公園野球場	全32チーム	令和8年9月12日（土）～14日（月）【予備日：9月15日（火）】 ※9月14日は宮崎市ののみで実施	【練習会場】 お倉ヶ浜総合公園運動広場
軟式野球	第30回 西日本軟式野球選手権大会 ※延岡市、門川町、西都市、高鍋町及び川南町と共催	お倉ヶ浜総合公園野球場	全27チーム	令和8年10月31日（土）～11月2日（月）【予備日：11月3日（火）】 ※11月2日は延岡市ののみで実施	【練習会場】 大王谷運動公園野球場
バスケットボール	第57回 全九州高等学校バスケットボール春季選手権大会 ※都城市で男子、日向市及び美郷町で女子を共催	日向市総合体育館 宮崎県立日向高等学校体育館	男女各24チーム	令和9年2月19日（金）～21日（日） ※2月21日は日向市総合体育館のみで実施	
ブラインドベースボール (身体)	令和9年度 全国障害者スポーツ大会 九州ブロック予選会	お倉ヶ浜総合公園運動広場	【予定】 全6チーム	令和9年6月12日（土）～13日（日）	

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

# 宿泊衛生専門委員会 視察報告

3



# 食品衛生・弁当調達



【草津市】  
弁当引換所の様子



【大津市】  
幹旋弁当



【栗東市】  
幹旋弁当



【大津市】  
幹旋弁当パッケージ



【栗東市】  
弁当を冷蔵車から出す様子

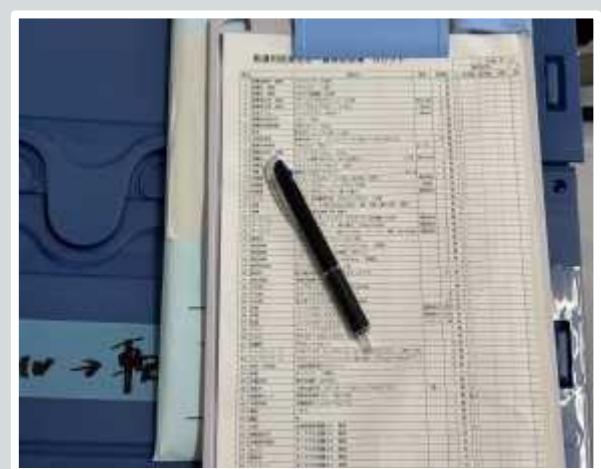
# 環境衛生



【長浜市】  
ビーチバレー会場の救護所



【近江八幡市】  
救護室内と救護用品②



【守山市】  
救護用医薬品等一覧兼管理簿



【草津市】  
喫煙所の様子



【野洲市】  
救護室内の様子①



【大津市】  
救護室内の様子②

# 環境衛生



【草津市】  
仮設トイレの手洗い場



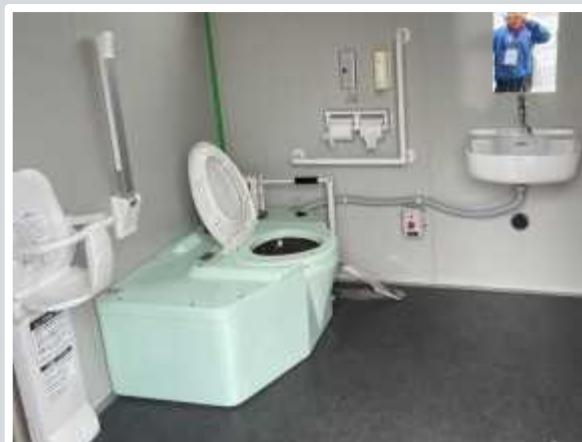
【栗東市】  
仮設トイレ①



【草津市】  
仮設トイレ内部



【野洲市】  
仮設トイレ②

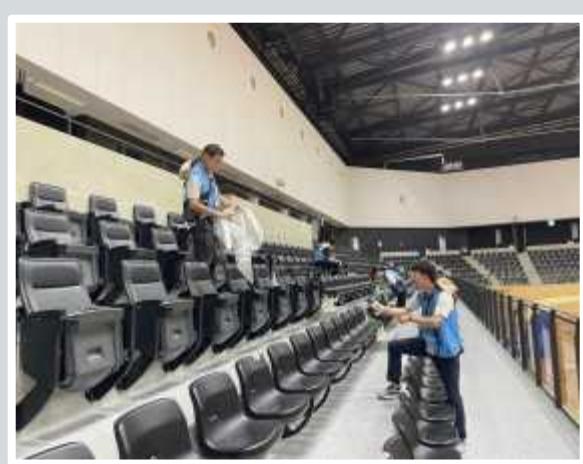


【守山市】  
ユニバーサルトイレ内部

# 環境衛生



【栗東市】  
環境美化係本部



【大津市】  
会場内清掃の様子①



【高島市】  
会場内清掃の様子②



【大津市】  
会場内設置のゴミ箱



【守山市】  
ごみ集積所内部の様子

# 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 日向市実行委員会

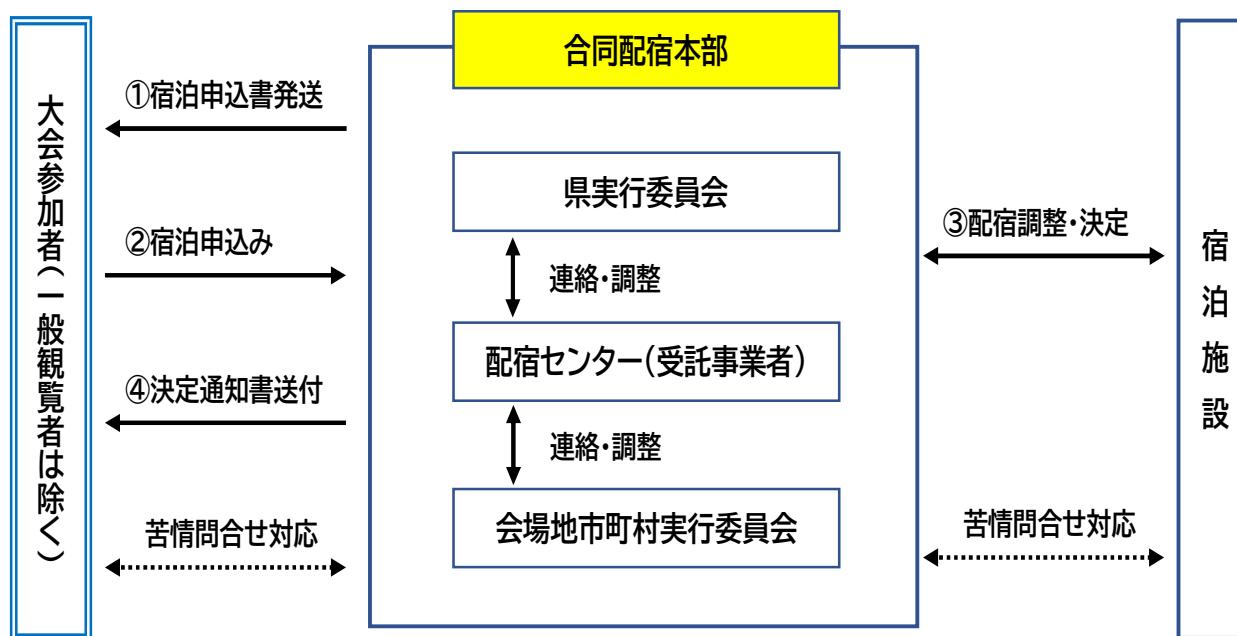
## 第2回 宿泊衛生専門委員会

「報告第4号 配宿業務の進捗状況」

# 国スポ 合同配宿業務概要

## ■配宿業務について

日本のひなた宮崎 国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者の配宿(参加者や関係者の宿泊施設を適切に割り振ること)について、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会及び会場地市町村実行委員会は、合同配宿の体制を整備して宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿を行うことにより、業務の省力化と経費削減を図り、効率的かつ円滑に配宿業務を実施する。



## 日本ひなた宮崎 国スポ配宿・輸送業務委託（第1次）

- 受託業者 JTB・宮崎交通・MRTアド・農協観光共同企業体
- 契約期間 令和7年6月10日～令和8年3月31日
- 委託業務内容
  - 1 配宿業務
    - (1)配宿WEBシステムの仕様設計
    - (2)配宿施設実態調査の実施
    - (3)宿泊施設の客室確保及び宿泊受け入れ条件の整備
    - (4)宿泊施設説明会の開催
    - (5)仮配宿計画の作成
    - (6)負け帰り対策
    - (7)県及び会場地市町村の配宿業務全般に係る支援
  - 2 輸送業務
    - (1)第1次輸送実施計画の策定
    - (2)バス・タクシー車両確保対策

## 今後の配宿業務の委託内容（予定）

R7年度（開催2年前）	R8年度（開催1年前）	R9年度（開催年度）
配宿システムの仕様設計	配宿システムの設計修正	配宿システムの運用
宿泊施設実態調査	宿泊施設実態調査の補完調査	宿泊施設実態調査の補完調査
<u>第2次仮配宿計画の作成</u>	<u>第3次仮配宿計画の作成</u>	宿泊意向調査の実施
宿泊施設の客室確保	客室確保及び食事対策	<u>最終仮配宿計画の作成</u>
宿舎説明会の実施	宿舎説明会の実施	宿舎説明会の実施
宿舎施設別適用宿泊料金（案）の設定	宿舎施設別適用宿泊料金の決定及び各施設との協定書の締結	宿舎施設別適用宿泊料金の決定及び各施設との協定書の締結
負け帰り対策の提案	配宿センターの設置準備	配宿センターの設置準備
		本配宿業務

## 宿泊施設実態調査 [客室提供票] の回収状況 (中間報告時)

No.	所在地 市町村	④ 対象宿泊施設								⑤ a~g除施設数	客室提供票 (本会期)	
			a.辞退	b.受け不可	c.提供不可	d.使用不可	e.営業状況不明	f.休業/閉業 /閉業予定	g.使用/ 配宿検討必要		h.回答	未回答 ①-h
1	宮崎市	100	0	0	3	0	0	0	1	96	17	79
2	都城市	29	1	0	1	0	0	0	0	27	2	25
3	延岡市	46	0	0	0	0	0	0	1	45	2	43
4	日南市	45	0	0	0	0	1	0	8	36	3	33
5	小林市	15	0	1	0	1	1	1	3	8	1	7
6	日向市	31	0	0	0	1	2	0	4	24	2	22
7	串間市	16	1	0	0	1	3	0	2	9	2	7
8	西都市	6	0	0	0	0	1	0	0	5	1	4
9	えびの市	18	0	0	0	1	0	0	3	14	2	12
10	三股町	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
11	高原町	6	0	0	0	1	0	0	1	4	1	3
12	国富町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
13	綾町	8	0	0	0	0	0	0	0	8	1	7
14	高鍋町	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9
15	新富町	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
16	西米良村	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
17	木城町	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
18	川南町	4	0	0	0	0	0	0	0	4	1	3
19	都農町	8	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8
20	門川町	4	0	0	1	0	0	0	2	1	0	1
21	諸塙村	6	1	0	0	1	1	0	3	0	0	0
22	椎葉村	14	0	0	0	4	3	0	3	4	0	4
23	美郷町	7	0	0	0	0	0	0	2	5	0	5
24	高千穂町	34	0	0	0	0	0	0	0	34	2	32
25	日之影町	13	0	0	0	0	0	0	0	13	0	13
26	五ヶ瀬町	16	0	0	0	3	2	0	2	9	0	9
県内合計		454	3	1	5	13	14	1	35	382	37	345
割合											9.7%	90.3%

## 宿泊施設の客室確保及び宿泊受入条件の整備（中間報告時）

- 地元関係団体との連携・協力体制を構築し、宮崎県における配宿ピーク日の想定宿泊者数約16,000名に対する宿泊施設確保を推進している。
- 現在、2026年3月末の確保率40%達成を目標として、宿泊施設への個別フォロー訪問を継続実施中。  
(宿泊提供票が未回答の宿泊施設を中心に日向市19施設を含めた県内185施設に実施)
- 宿泊施設の宿泊受入条件を確認し条件整備を必要とする事項を確認する。

### ■宿泊施設個別フォロー対応数 (R7.10.27集約)

(施設数)

No.	所在地 市町村	個別対応
1	宮崎市	32
2	都城市	6
3	延岡市	8
4	日南市	29
5	小林市	11
6	日向市	19
7	串間市	14
8	西都市	3
9	えびの市	11
10	三股町	0
11	高原町	4
12	国富町	0
13	綾町	0
14	高鍋町	0
15	新富町	0
16	西米良村	0
17	木城町	0
18	川南町	0
19	都農町	0
20	門川町	3
21	諸塙村	6
22	椎葉村	14
23	美郷町	7
24	高千穂町	2
25	日之影町	0
26	五ヶ瀬町	16
県内合計		185

## 本市における宿泊ピーク時の想定人数（中間報告時）

- 国スポ期間中の県内の宿泊想定人数：延べ約14万人 ■県内の1日の最大配宿見込想定：約16,000名(10/2)
- 日向市では「バスケットボール」「軟式野球」の大会期間が重なる 10/1(金)と10/2(土)がピーク(約1,000人)と想定

会場地	6. 日向市	(仮称)日向市総合体育館、宮崎県立日向高等学校体育館												期日10/1~5					(人数)				
競技名	区分	(共同開催地)			競技実施要項			9/22 (水)	9/23 (木)	9/24 (金)	9/25 (土)	9/26 (日)	9/27 (月)	9/28 (火)	9/29 (水)	9/30 (木)	10/1 (金)	10/2 (土)	10/3 (日)	10/4 (月)	10/5 (火)	10/6 (水)	合計
バスケットボール	成年男子 選手・監督 (2.都城市)	先催県配宿実績数																		0			
	成年女子 選手・監督 (2.都城市)	先催県配宿実績数																		0			
	少年男子 選手・監督 312名:(監1・選12)×247	先催県配宿実績数	0	0	0	0	0	0	0	34	174	417	418	418	402	318	213	0	2,394				
	少年女子 選手・監督 (20.美郷町)	312名:(監1・選12)×247	先催県配宿実績数	0	0	0	0	0	0	16	211	416	417	416	378	309	158	0	2,321				
	少女: 6.日向市20.美郷町に重複して記載	計	0	0	0	0	0	0	50	385	833	835	834	780	627	371	0	4,715					
	競技会役員 (2.都城市)	(2025年度実施 調査票)	宿泊想定数	0	0	0	0	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	80				
	競技役員(県内) (2.都城市)	(2025年度実施 調査票)	宿泊想定数	0	0	0	0	0	0	0	25	25	25	25	25	25	25	25	200				
	競技役員(県外) (2.都城市)	(2025年度実施 調査票)	宿泊想定数	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5	40				
		計	0	0	0	0	0	0	0	40	40	40	40	40	40	40	40	40	280				
		合計	0	0	0	0	0	0	50	425	873	875	874	820	667	411	40	4,995					

会場地	6. 日向市	お倉ヶ浜総合公園野球場												期日10/2~5			(人数)						
競技名	区分	(共同開催地)			競技実施要項			9/22 (水)	9/23 (木)	9/24 (金)	9/25 (土)	9/26 (日)	9/27 (月)	9/28 (火)	9/29 (水)	9/30 (木)	10/1 (金)	10/2 (土)	10/3 (日)	10/4 (月)	10/5 (火)	10/6 (水)	合計
軟式野球	成年男子 選手・監督	512名 : (監1・選15)×32T			先県配宿実績数			0	0	0	0	0	0	0	98	459	710	711	711	677	375	0	3,565
	6.日向市	1/6市町			先県配宿実績数			0	0	0	0	0	0	0	17	77	119	119	119	113	63	0	593
	共同開催地(3.延岡市、8.西都市、14.高鍋町、17.川南町、19.門川町)			先県配宿実績数																		0	
				先県配宿実績数																		0	
	競技日程によらず均等6分割で掲載			計			0	0	0	0	0	0	0	0	17	77	119	119	119	113	63	0	593
	競技会役員	(19.門川町) (2025年度実施 調査票)			宿泊想定数																		0
	競技役員(県内)	(19.門川町) (2025年度実施 調査票)			宿泊想定数																		0
	競技役員(県外)	(2025年度実施 調査票)			宿泊想定数																		0
	※3.延岡市に記載			計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				合計			0	0	0	0	0	0	0	0	17	77	119	119	119	113	63	0	627

## 「宿泊提供票」の回答状況

### ■ 「宿泊提供票」の回答状況 (R8.1.6現在)

【市内配宿】	9/22 (水)	9/23 (木)	9/24 (金)	9/25 (土)	9/26 (日)	9/27 (月)	9/28 (火)	9/29 (水)	9/30 (木)	10/1 (金)	10/2 (土)	10/3 (日)	10/4 (月)	10/5 (火)	10/6 (水)	合計	
宿泊提供数計	0	0	340	339	444	444	444	444	444	444	444	447	444	444	135	5,257	
配宿想定数	0	0	20	248	521	521	571	529	950	994	993	939	780	474	40	7,540	
差	0	0	320	91	▲ 77	▲ 77	▲ 127	▲ 85	▲ 506	▲ 550	▲ 549	▲ 492	▲ 336	▲ 30	95	▲ 2,283	
充足率			1700.0 %	136.7 %	85.2%	85.2%	77.8%	83.9%	46.7%	44.7%	44.7%	47.6%	56.9%	93.7%	337.5 %	44.7%	

- 日向市内の宿泊施設からの宿泊提供数・・・8 施設最大447人
- ピーク時の宿泊想定数に対しての充足率・・・約45%  
(ピーク時に関しては半数以上充足できていない状況)

## 「宿泊施設実態調査」の回収率アップのための課題（中間報告時）

### ● 仮配宿方針の未決定

仮配宿方針（各競技の配宿先希望施設、各競技の想定人数等）の確認を行い、宿泊施設に対して情報提供を強化すること。

### ● フェニックスリーグとの開催期間重複

球団を受け入れている施設等において、フェニックスリーグとの開催期間重複による影響を最小限にとどめること。

### ● 宿泊料金の未確定

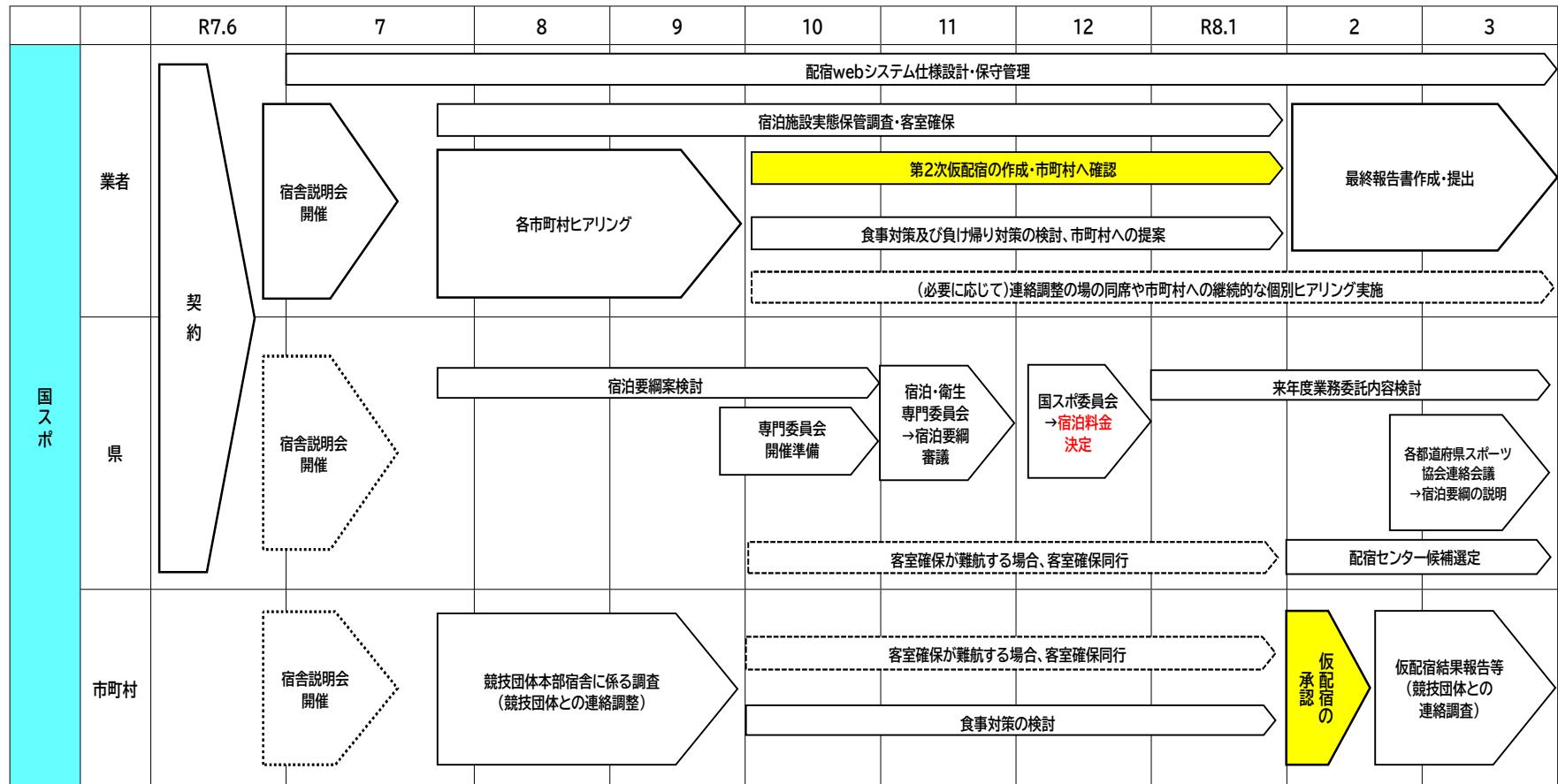
宿泊料金の確定により、提供条件の具体的な検討や収益シミュレーション等が可能となることから、施設を再訪問して提供意向を確認すること。

### ● 情報提供の不足

大規模チェーンや全国展開している施設等の本社からの回答が保留になっているケースもあることから、国スポの意義やメリット等について詳細な情報提供を行う。

# 今後の流れ

## ■R7年度 合同配宿業務スケジュール (県国スポ・障スポ局作成)



- 引き続き宿泊施設提供票の回収作業を継続
- 各競技の配宿意向を反映して第2次配宿計画（案）作成
- 日向市として、県実行委員会及び受注業者と連携して、課題解決に取り組む
- 日向市の宿泊施設確保と配宿調整の円滑化に注力する

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市弁当調達業務実施要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、日向市で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に斡旋、又は支給する弁当の調達について必要な事項を定める。

### 2 実施方法

大会参加者の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するものとする。

### 3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

### 4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手、監督、観察員及び報道員に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

### 5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当については大会の開催期間、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

### 6 弁当の料金

弁当の料金は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める弁当調達要項等に準じるものとする。

### 7 弁当調製施設の指定

弁当調製施設の指定は、実行委員会が選考した施設の中から行うものとする。

### 8 指定取り消し

指定取り消しは、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれ

かに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他市実行委員会が不適当と認めたとき。

#### 9 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、衛生上の安全確保に配慮し適正に行うものとする。

#### 10 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市弁当調製施設選考基準（案）

### 1 趣旨

この基準は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市弁当調達業務実施要項に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準を定める。

### 2 対象施設

- （1）食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- （2）日向市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、所在地の要件については、市実行委員会で特別に認める場合は、この限りではない。
- （3）納税義務が履行されていること。
- （4）日向市暴力団排除条例第2条第2号ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。

### 3 施設の衛生管理

- （1）施設の選定時点で過去3年以内に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- （2）「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号）などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- （3）検食は、原材料及び調理済食品ごとに50g程度を清潔な容器（ビニール袋等）に密封して、-20℃以下で2週間以上保存できること。
- （4）調理従事者（食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。）の全員に対し、大会開催前の1ヶ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。
- （5）食品賠償保険等に加入していること、若しくは大会期間までに加入できること。

### 4 施設の調製能力

- （1）大会時の提供可能数が、曜日に関わりなく1日あたり100食以上であること。
- （2）単価に応じた調製が可能であること。
- （3）メニューの日替わりが5日以上可能であること。

- (4) 原材料に日向市特産品または宮崎県特産品を積極的に使用する等、日向市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 実行委員会が準備する容器・包装紙等での提供が可能であること。

## 5 施設の対応能力

- (1) 実行委員会からの要望に応じて、弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (2) 弁当容器に、最低限、以下の項目をラベルシール等で表示できること。
  - ① 弁当の名称
  - ② 原材料名（アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む）
  - ③ 消費期限（時刻まで表示）
  - ④ 添加物（アレルゲンを含む）
  - ⑤ 保存方法
  - ⑥ 製造所所在地・製造者名
  - ⑦ その他食品表示関係法令により規定される表示
  - ⑧ 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
  - ⑨ 持ち帰りを禁止する表示
  - ⑩ その他実行委員会が指示する表示
- (3) 実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10°C以下）のできる方法（保冷車の利用等）にて、運搬が可能であり、原則、同日または翌日に弁当容器の回収が可能であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 弁当付属品のお茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書き、持ち運び用ビニール等の提供については、実行委員会の指示に沿った内容で提供ができること。
- (5) 原則として、当日の午前11時までに納品が可能であること。
- (6) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

## 6 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における弁当調製施設選考についても、必要に応じてこの基準を準用する。
- (2) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市医療救護実施要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、「日向市医療救護要項」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護の実施について、必要な事項を定める。

### 2 救護所の設置

#### （1）設置場所

- ① 競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。
- ② 救護所内部は衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。
- ③ 救護所の場所を明示するための看板等を設置する。

#### （2）救護所の設置期間及び開設時間

- ① 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。
- ② 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

### 3 救護所における医療救護

- （1）救護所では、傷病者に対する応急処置を行い、「処置記録兼診療依頼書」（様式第1号）に所定の事項を記載する。
- （2）傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書」を交付する。医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。
- （3）救護所係員は、傷病者を医療機関に移送した場合、速やかに日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）へ報告する。また、実行委員会は医療機関に移送した傷病者のその後の症状や経過を把握するよう努める。

### 4 練習会場における医療救護

- （1）練習会場には、競技役員又は競技会係員を配置する。
- （2）練習会場には、必要に応じて医薬品等を配備する。
- （3）練習会場において、傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、救護所における取扱いに準じる。

## 5 宿舎における医療救護

- (1) 宿舎において参加者等に傷病者が発生した場合、宿舎提供者は必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに実行委員会に報告する。また、実行委員会は、宿舎提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。
- (2) 宿舎提供者は、傷病者が医療機関に移送された場合、実行委員会に次の事項を報告する。
  - ①宿舎名
  - ②所属都道府県、傷病者氏名
  - ③競技名及び参加区分
  - ④移送した医療機関
  - ⑤事故又は傷病の発生時間、発生原因
  - ⑥付添者の氏名及び連絡先

## 6 実行委員会主催の大会関連イベント等における医療救護

実行委員会主催の大会関連イベント等については、必要に応じて医療救護を実施する。

## 7 医療費の負担

競技会場及び練習会場での応急処置に係る費用は、実行委員会が負担する。

## 8 事後処理

救護所に配置された医師、看護師、保健師、救急隊員等は、相互に連絡調整を図り、「取扱傷病者一覧表」（様式第2号）に所定の事項を記載し、「処置記録兼診療依頼書」を添付して、当日の業務終了後速やかに実行委員会に提出する。

## 9 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護対策については、必要に応じてこの要領を準用する。
- (2) この要領に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は別に定める。

## 処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		発行番号		No.	
発症場所				令和 年 月 日	
		発症日時		午前 時 分頃	
傷病者情報	ふりがな 氏名 生年月日	式典中・競技中・観戦中・移動中 その他( )	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他( )	
			競技/会場	競技名( ) 会場名( )	
	住 所 連絡先	都道府県名( )	宿舎の名称		
		(TEL — — ) (携帯 — — )	付添者	(携帯 — — )	
保険証等 所持の有無	有 · 無				
傷病内容	胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症、打撲、捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、挫傷、切創、裂創、歯牙の外傷、その他( )				
受傷部位					
発症(事故) 原因					
ハイタルサイン	体温 °C	脈拍 b p m	血圧 / mmHg		
現病歴				服薬	有( ) 無
既往歴					
処置内容	(処置時間: 午前・午後 時 分)				
使用医薬品					
備考					
搬送	有 · 無	救護所医師等氏名			

移送先医療機関 担当医 様

日本のひなた宮崎国スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日  
日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会 会長 西村 賢

本書を医療機関へ送付すること並びに移送先医療機関から「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会」に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに国民スポーツ大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄(署名)

## 取扱傷病者一覧表

令和 年 月 日 ( )

競技名

会場名

区分	取扱傷病者数						医療機関移送者の数					
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害												
感冒												
貧血												
頭痛												
熱中症												
疲労												
眼症												
耳症												
打撲												
捻挫												
骨折												
脱臼												
筋腱断裂												
(挫・切・裂)傷												
歯牙の外傷												
その他												
合計												

## リハーサル大会救護所設置計画（案）

競技名	会場名	日付	救護所	医師	看護師 又は 保健師	備考
バレー ボール (ビーチバレー ボール)	お倉ヶ浜海岸特設会場	令和8年6月27日	1	1	1	競技1日目
		令和8年6月28日		1	1	競技2日目
ソフト ボール	お倉ヶ浜総合公園 野球場	令和8年9月12日	1	—	2	競技1日目
		令和8年9月13日		—	2	競技2日目
軟式野球	お倉ヶ浜総合公園 野球場	令和8年10月31日	1	—	2	競技1日目
		令和8年11月1日		—	2	競技2日目
バスケット ボール	日向市総合体育館	令和9年2月19日	1	1	1	競技1日目
		令和9年2月20日		1	1	競技2日目
		令和9年2月21日		1	1	競技3日目
	宮崎県立 日向高等学校体育館	令和9年2月19日	1	1	1	競技1日目
		令和9年2月20日		1	1	競技2日目
合 計			5	7	15	

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市防疫対策実施要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市防疫対策要項に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策の実施について、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連携を図り、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を実施する。

### 3 実施内容

#### （1）衛生に対する意識の向上

選手・監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を周知し、正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

#### （2）感染症に関する情報の収集および提供

大会参加者等に感染症が発生した場合は、関係機関等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し、大会参加者等への情報提供および注意喚起を行う。

#### （3）防疫体制の整備

- ① 実行委員会は、大会期間中における大会参加者等に感染症患者が発生した場合や、感染症のまん延を防止するため、別記により緊急連絡体制を整備する。
- ② 大会参加者等に感染症患者（疑似感染者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合は、医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、患者が適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて、法令等に基づき必要な措置を講じる。

#### （4）感染症予防に関する衛生備品の配備

実行委員会は、大会期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、競技会場及び練習会場の入り口や手洗い設備等に、必要に応じて手指等消毒液等の衛生備品を配備する。

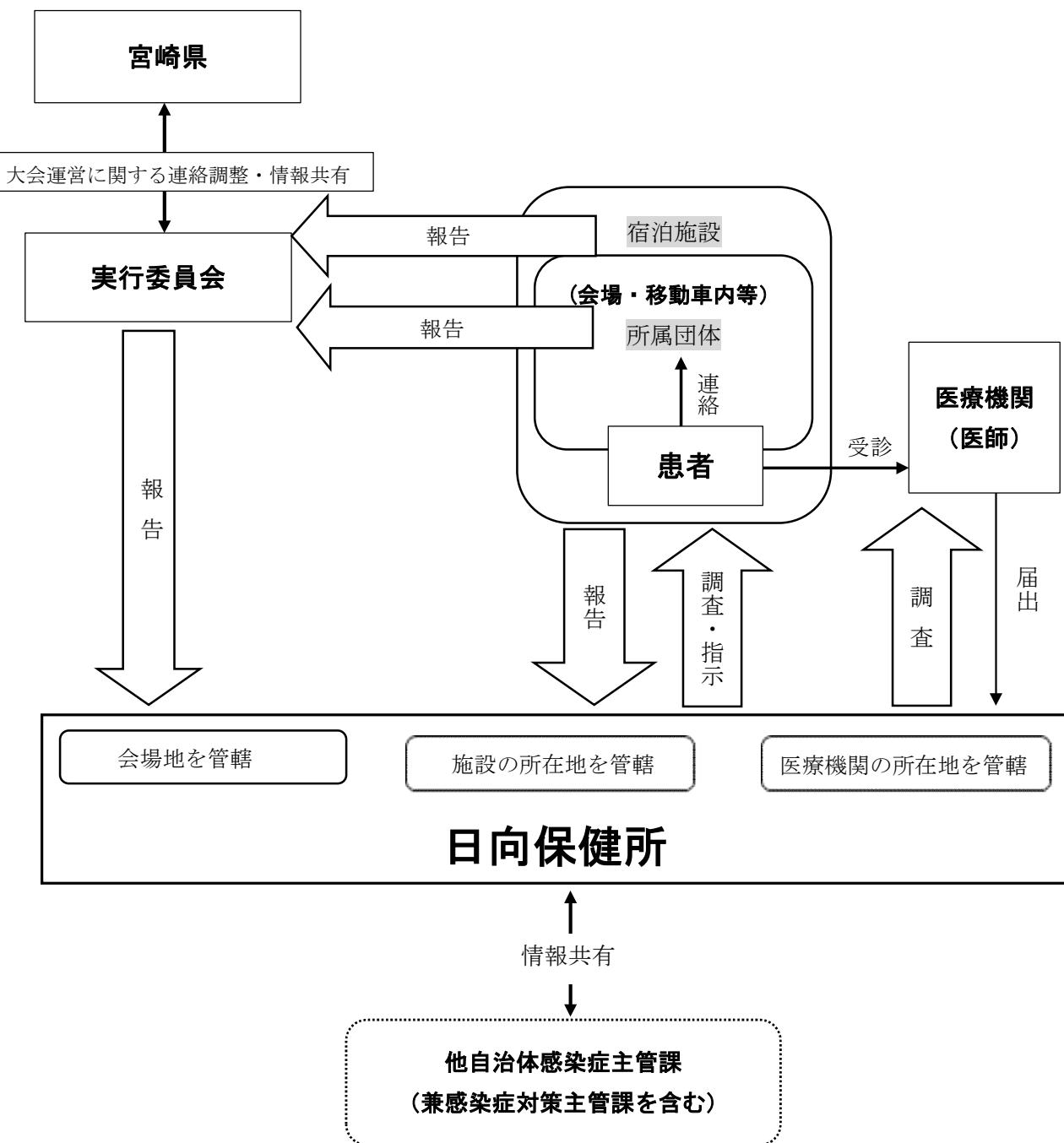
### 4 その他

#### （1）本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じ

てこの要領を準用する。

(2) この要領に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制



- ◆患者が宿泊する宿泊施設又は患者が所属する団体の責任者は、感染症（疑いを含む）の発生を確認した場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに、実行委員会に報告する。なお、医療機関から保健所へ発生届が提出される感染症については、保健所が行う調査に適切に対応すること。
- ◆実行委員会は、発生届の届出対象外の感染症であっても、感染症患者（疑いを含む）が相当数（10人以上など）発生するなど、まん延の恐れがあると判断した場合は日向保健所及び県へ報告する。
- ◆実行委員会は、上記報告のほか、県等を通して感染症に関する情報を得た場合は、直ちに管轄の保健所に報告する。

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

## 日向市食品衛生対策実施要領（案）

## 1 趣旨

この要領は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市食品衛生対策要項に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

## 3 実施内容

## （1）対象となる食品提供施設

## ① 弁当調製施設

選手・監督、役員、観察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）が競技会場等で喫食する食事を調製する施設

## ② 宿泊施設の調理施設

大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

## ③ 仕出し料理調製施設

大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

## ④ 臨時の食品営業施設

競技会場内に臨時に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

## ⑤ 無料食品提供施設

競技会場内に臨時に設置され、無償で飲食物を提供する施設

## ⑥ 弁当引換所

競技会場内に臨時に設置される弁当の引換所食品衛生に対する意識の向上

## （2）食品衛生に関する意識の向上

## ① 広報・啓発活動

実行委員会は、日向保健所等の関係機関・団体と連携し、市の広報やホームページ等の広報媒体を活用して、市民及び大会参加者等に食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

## ② 食品衛生講習会

実行委員会は、日向保健所が食品関係営業施設等を対象に実施する食品衛生講習会等の活動に協力する。

(3) 食品衛生管理の強化

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員および大会関係者並びに一般観覧者に対して、食品提供施設に関し日向保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努めるものとする。

(4) 健康管理

実行委員会は、日向保健所等の関係機関・団体と連携し、食品関係施設事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

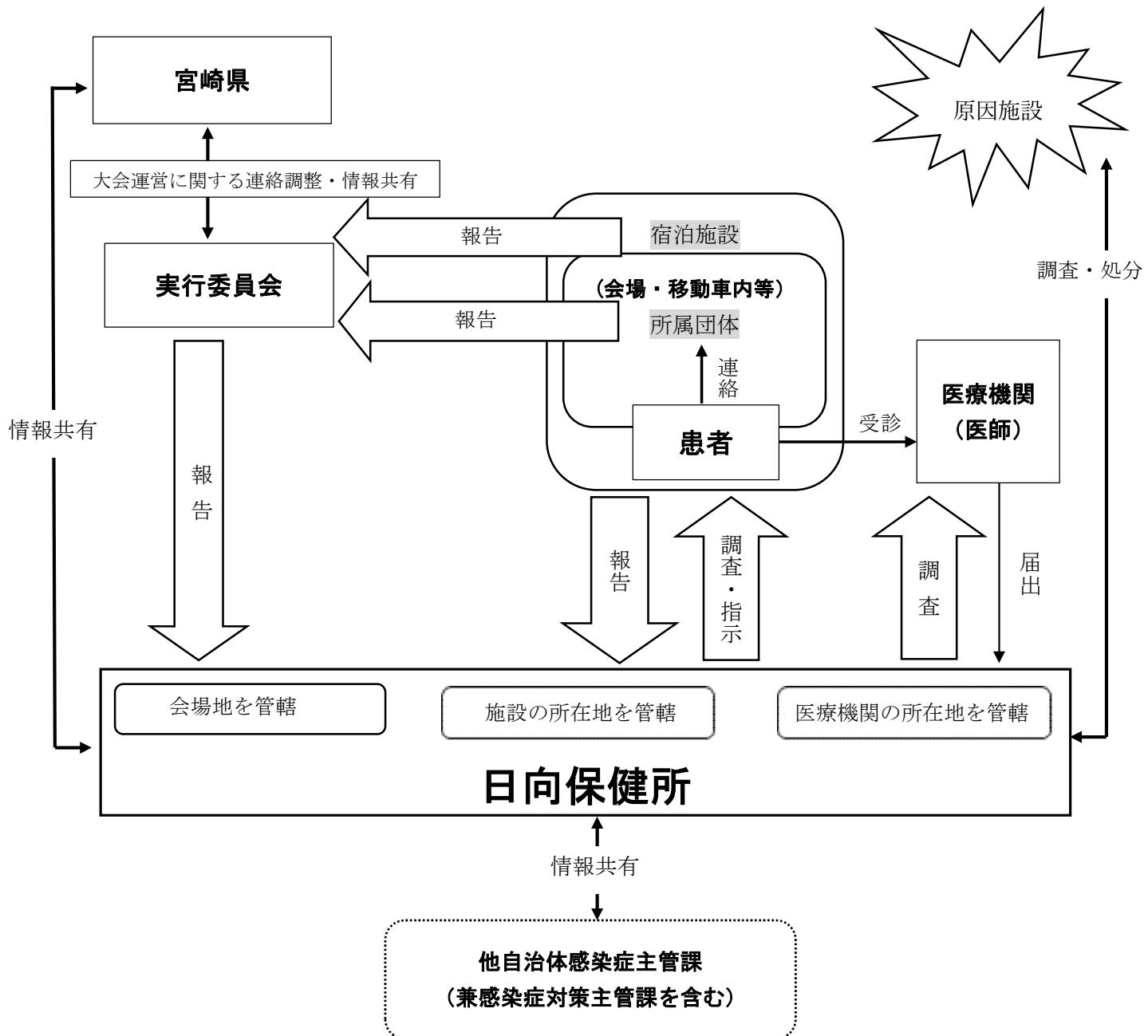
(5) 食中毒等発生時の対応

- ① 実行委員会及び食品関係施設の関係者は、食中毒の発生またはその疑いに関する情報を入手したときは、速やかに日向保健所に通報する。
- ② 実行委員会及び食品関係施設の関係者は、日向保健所が実施する食中毒調査に協力し、健康被害の拡大防止及び原因究明に努める。
- ③ 実行委員会および日向保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生またはその疑いに関する情報があったときは、関係者において事前に情報共有を図る。
- ④ 実行委員会は、県実行委員会及び日向保健所と連携し、大会期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

#### 4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。
- (2) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施について必要な事項は、別に定める。

## 食中毒等健康被害（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制



- ◆患者発生施設（宿泊施設・会場・移動車内等）又は患者所属団体は、直ちに実行委員会に報告するとともに、食品衛生法等に基づき、日向保健所に報告する。
- ◆実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して食中毒等健康被害に関する情報を得た場合、直ちに日向保健所に報告する。
- ◆食中毒等の健康被害が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、日向保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市環境衛生対策実施要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市環境衛生対策要項に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

### 3 実施内容

#### （1）競技会場等の環境美化

- ① 競技会場及び練習会場（以下「競技会場等」という。）内やおもてなしコーナーにごみ箱の設置を必要に応じて行うとともに、定期的な清掃を実施する。
- ② 競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に即した処理体制により適正に処理する。また、ごみ分別区分に応じて分別収集を行い、リサイクルの推進に努める。
- ③ 競技会場等の清掃は、会場の規模に応じた作業班の編成等により効果的に実施する。
- ④ 競技会場等のトイレ（仮設を含む）は、清掃、点検、し尿の汲み取り等を定期的に行い、常に清潔を保持するよう衛生的に管理する。

#### （2）生活環境の美化

- ① 実行委員会は、競技会場等における道路、河川、公園等の清掃について、関係機関・団体等の協力を得て実施する。
- ② 広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用して、ごみの不法投棄及び放置禁止を呼びかけるなど啓発を行う。

#### （3）廃棄物の適正な処理

- ① 広報紙、看板等により、競技会場等におけるごみの減量化・資源化・環境美化等の意識向上に努める。
- ② 一般観覧者については、ごみの持ち帰りを推進し、ごみの減量化に務める。
- ③ 救護所等で排出されるごみのうち、感染する疑いのある廃棄物については、適正に処理する。

#### (4) 宿舎の衛生対策

日向保健所等の関係機関・団体と連携し、宿泊衛生意識の向上及び環境衛生の保持に努めるよう宿泊施設に対し指導を行う。

#### (5) 飲料水の衛生対策

- ① 実行委員会は日向保健所等の関係機関と協力し、競技会場等及び宿舎へ飲料水を供給する施設の適正管理について監視指導を行う。
- ② 実行委員会は日向保健所等の関係機関と協力し、競技会場等及び宿舎の水質の安全確保を行うとともに、大会期間中の断水等の不測の事故に対処するための給水体制の整備について、水道事業者に要請する。

#### (6) 衛生害虫等の対策

実行委員会は、日向保健所等の関係機関と連携するとともに、民間団体、地域住民の協力を得て、衛生害虫等の発生防止のための啓発、予防、駆除の指導を行い、適正な環境づくりに努める。

#### (7) 動物の衛生管理

実行委員会は、必要に応じて関係機関・団体等と連携し、人の生命等に害を加える恐れのある動物（特定動物）に関する届出が徹底されるよう努めるとともに、適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

#### (8) 受動喫煙防止対策

競技会場等には、必要に応じて喫煙所を設置する。また、道路、駐車場およびその他屋外の公共の場所等、喫煙所以外では喫煙しないように働きかける。

### 4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策の実施についても、必要に応じてこの要領を準用する。
- (2) この要領に定めるもののほか、環境衛生対策の実施について必要な事項は、別に定める。